

第4期 第8回豊島区子どもの権利委員会

日時：令和7年10月10日（金）10時から

会場：豊島区役所本庁舎5階 509・510会議室

1 開会

2 議事

〔審議事項〕

(1) 子どもの権利保障に関する施策の検証について（資料1）

- ① 現地調査を踏まえた検証項目の設定
- ② 子どもの権利保障の取組に対する定量的な評価の可能性について

〔報告事項〕

(1) 子どもの権利普及・啓発等の取組について（資料2）

(2) ふくろう相談室（としま子どもの権利相談室）の運営状況について（資料3）

3 閉会

【配布資料】

- 資料 1 子どもの権利保障に関する施策の検証について
資料 2 令和6年度子どもの権利普及・啓発等の取組について
資料 3 ふくろう相談室（としま子どもの権利相談室）の運営状況について

- 参考資料 豊島区子どもの権利に関する条例 一般用パンフレット
参考資料 豊島区子どもの権利に関する条例 マンガ版パンフレット
参考資料 豊島区子どもの権利に関する条例 学習用パンフレット
参考資料 ふくろう相談室（としま子どもの権利相談室）周知用リーフレット
参考資料 ふくろう相談室（としま子どもの権利相談室）周知用カード
参考資料 豊島区子ども・若者総合計画（令和2～6年度）令和6年度実施状況調査結果
参考資料 委員名簿

子どもの権利保障に関する施策の検証について

1 令和7年度子どもの権利委員会の取組

豊島区子ども・若者アクションステップを導入した子どもの権利保障の取組について、区の事業の現地調査を通じて新たな評価・検証項目を設定する。

2 現状項目（令和4年度、5年度事業検証項目）

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへの事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。
- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。
- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

3 令和7年度現地調査項目（現状項目を、以下のとおり精査）

子ども・若者 アクションステップ	調査項目
STEP 1 （企画する）	①実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点 ②事業を実施するにあたり、子どもたちへの事前の情報提供をどのように行っているか ③事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか
STEP 2 （意見を聴く） ・ STEP 3 （意見を反映して実施する）	④事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか ③事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか
STEP 4 （フィードバック） ・ STEP 5 （検証・反映する）	⑤子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか ⑥事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか

4 本日の論点

- (1) 子どもの権利保障に関する施策の検証について
 - ① 現地調査を踏まえた検証項目の設定
 - ② 子どもの権利保障の取組に対する定量的な評価の可能性について

権利委員会の評価活動について委員の皆様からいただいた御意見

①権利委員会委員として事業に参加して、子どもの権利委員会による評価検証として、誰に対してどのような内容を書面で聞くことが、事業評価として有効と思っただか。

No.	御意見の内容	御意見への回答
1	<p>議論しているテーマ・内容・レベルが大人と同等であったので、基本的にはこども会議だからといって大人の考えた施策を別枠でとらえる必要はないように思う。</p> <p>(1)各テーマの当事者 図書館チームであれば図書館利用者、外国人チームであれば区の施設・区のイベントに参加した外国人、区民ひろばチームであれば区民ひろばの利用者、に対し、こども会議のもとに実施される施策の感想を聴取するとよい。</p> <p>(2)親の視点 こども会議の参加前後におけるこどもたちの変化を聴取するとよい。具体的には、アサーション、傾聴、ファシリテーションなどの観点から評価項目を整理するとよいと思う。</p>	<p>推進計画では、こども基本法に基づき、子ども・若者や妊娠期の方、子育て家庭を対象として、その関係者も含めた施策対象の意見を聴き、反映させる取組を大切にしながら施策を進めていくこととしています。各テーマの当事者への聴取については、令和7年度現地調査項目「④事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか」により、聞く内容については、「⑥事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか」により、整理できると考えています。</p>
2	<p>■誰に対して書面で聞くことが有効か</p> <p>①コーディネーター ②ファシリテーターとして実際に子どもたちと活動した職員 ③子ども会議のポスターを見ずに意見発表会の場で初めて子どもたちの成果を目にした職員 ④参加した子ども自身 ⑤参加した子どもの保護者</p> <p>■どのような内容を聞くことが有効か</p> <p>①この取り組みが行政の面に良い効果をもたらしているか否か。 ②子ども自身が、活動のプロセスで意見を言いやすい等参加しやすい状態だったか。 ③子ども自身が、もっとこうしてほしいと思う点はあったか。 ④子ども自身が、参加する前と後で、どのような感想を持ったか。 ⑤役所内の該当部署にとって、子どもからの提案やアイデアが実際に活用できそうなものになっているか。 ⑥行政として、一般の区民から良い取り組みとしてどれくらい認知されていると感じるか。</p>	<p>推進計画では、こども基本法に基づき、子ども・若者や妊娠期の方、子育て家庭を対象として、その関係者も含めた施策対象の意見を聴き、反映させる取組を大切にしながら施策を進めていくこととしています。聞く対象、内容については、令和7年度現地調査項目「③事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか」、「④事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか」および、「⑥事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか」により、整理できると考えています。</p>
3	<p>step2,3②を事業に参加した子どもが、自分自身にかかる褒め言葉はどういった言葉があったか。に変更できるか（理由は、周囲の評価を気にせず、参加した自分を褒める機会がほしい）と考えました。</p> <p>step1-③2,3-③ に（）内の言葉を加えていけるなら、事業に子どもからの意見や思いを（具体的な提言）活用していくか。</p>	<p>項目については、令和7年度現地調査項目「⑥事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか」により整理できると考えています。</p>
4	<p>各担当部署に委員会からの意見をどのように捉えたのか聞くのでしょうか。</p>	<p>委員会からいただきましたご意見はこれまでも所管課の回答をとりまとめ、お示しさせていただいております。</p>

②書面評価については、どのように委員が参加してその内容を検討することが有効と考えたか

No.	御意見の内容	御意見への回答
1	<p>事業評価は、これまでの区役所の報告書をみると定性評価に寄りすぎているように思う。定性評価のみでは、文章の読み手と書き手の認識にズレが生じることがある。そこで、定性評価・定量評価の両方から評価できるように、評価基準の整理に参加してその内容を検討することが有効であると考えている。</p> <p>文章でよく評価していても、数値化してもらおうと低評価である場合も時折見受けられる。客観的に数値化できるように評価基準を設定することが必要であり、その議論の中心に子どもの権利委員会が担うことが良いように思う。</p>	<p>現状、子どもの権利保障の取組については、全ての評価項目が定性的なものとなっています。定量的な項目についても設定が可能かの検討は必要だと考えておりますので、今回の論点に加えさせていただきます。</p>
2	<p>「どのように」とは？委員全員ではなくて、参加した委員のみでということなのでしょうか。</p>	<p>書面評価については、子どもの権利委員会でご審議いただくことを想定しています。</p>
3	<p>今年度は、自主的に参加し、テーマを選び、議論し、まとめ、発表する。全く素晴らしいと評価してよいと思います。ただ、次のステップとして、テーマを自分たちで考えると、リーダーを決めて、まとめ上げるとか、それぞれがテーマごとにリーダーをしてみるとか、まとめ方の工夫をしてみるとか、少しずつステップアップするために、柔軟性や独創性を加えるのも良いかと思います。ただし、そのやり方の中で、失敗をする事、上手くいかない事もあると思います。でも、その失敗の経験も次に必ず生かせると思います。毎回、上手くいった、素晴らしいでは、大きな進歩や気付きは生まれません。大人の立場としては、良かったことが、子どもにとっては達成感が得られなかった場合もあれば、大人にとってはもう少しかな？と思ったことが、子どもにとっては達成感がある場合もあります。良かった点、もう一歩だった点、これからさらにどう発展させていけばよいかなど、子ども自身も、関わった大人も考えながら試行錯誤していく事を今後期待します。</p>	<p>所管課の「子どもの権利保障に関する項目についての取組」の記載を単年度のものにせず、反省点等記載し、次の取組として繋げていく、それを次回取組結果の項目に記載していく、といった視点が必要であるという御意見については、これまでも委員の皆様からいただいているところです。その点についても考慮し、次年度以降の調査を進めていけたらと思います。</p>
4	<p>今回のように活動の現場を直接見ることで、実際に活動の様子とその熱量などの空気感が把握できる点、関わっている職員からの生の声を直接聞くことができる点などから、現地調査が有効と考える。</p>	<p>いただきましたご意見を踏まえて、今回の論点に加えさせていただきます。</p>

令和6年度子どもの権利普及・啓発等の取組について

1. 令和6年度の取組

広報物等の配付等	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利に関する条例のパンフレット及び、小学4～6年生向け学習パンフレットを区立小・中学校の児童・生徒に配布しているタブレットに配信 ・子どもの権利に関する条例のパンフレット（一般用）を区立小学校1年生の保護者に配布 ・としま子どもの権利相談室の周知用カードを区立小・中学生に配布 ・子どもの権利やふくろう相談室の活動を発信するニュースレターを発行 ・区内私立学校、都立高校に対して、広報物を活用した普及啓発を提案
情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・中央図書館の図書館展示にて、子どもの権利に関する書籍コーナーを設置 ・「広報としま」で子どもの権利に関する記事を掲載 ・庁舎内での展示による広報（「まるごとミュージアム」、「人権パネル展示」）
区立学校での取組	<ul style="list-style-type: none"> ・小学4～6年生向け学習パンフレットの活用 ・人権教育担当の教員（全小中学校）を対象とした研修会で「子どもの権利条例」について実施 ・若手教員育成研修（一年次）の人権教育研修の中で子どもの権利について実施 ・中堅教諭等資質向上研修の中で豊島区子どもの権利条例について実施
ワークショップ・講座等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・としま子ども会議の実施 ・区立保育園でCAPワークショップを実施（保育園2園） ※令和6年度は小学校での実施希望無し ・区民団体等を対象とした、子どもの権利への理解を深めるための出前講座を実施（年間1回） ・区立小・中学校にて「子どもの権利」学習プログラムを実施（年間14校） ・区職員を対象とした「子どもの権利特別研修」及びe-ラーニングを実施 ・子どもにかかわる施設職員を対象とした子どもの権利への理解を深めるための研修の実施（年間2回） ※子ども若者課人材育成G「子ども研修」

2. 令和7年度の取組予定

<p>広報物等の配布</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利に関する条例のパンフレット及び、小学 4～6 年生向け学習パンフレットを区立小・中学校の児童・生徒に配布しているタブレットに配信 ・子どもの権利に関する条例のパンフレット（一般用）を区立小学校 1 年生の保護者に配布 ・ふくろう相談室の周知用カードを区立小・中学生に配布 ・子どもの権利やふくろう相談室の活動を発信するニュースレターを発行 ・区内私立学校、都立高校に対して、普及啓発のための広報物を配布
<p>情報発信</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中央図書館の図書館展示にて子どもの権利に関する書籍のコーナーを設置 ・「広報としま」へ子どもの権利に関する記事を掲載 ・庁舎内での展示による広報（「まるごとミュージアム」、「人権パネル展示」） ・子どもの権利に関する条例の動画を区ホームページや区施設などで放映
<p>区立学校での取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小学 4～6 年生向け学習パンフレットの活用 ・人権教育担当の教員（全小中学校）を対象とした研修会で豊島区子どもの権利条例について実施 ・若手教員育成研修（一年次）の中で子どもの権利について実施 ・中堅教諭等資質向上研修の中で豊島区子どもの権利条例について実施
<p>ワークショップ・講座等の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・としま子ども会議の実施 ・区立保育園、区立小学校での CAP ワークショップ実施 ・区民団体等を対象に子どもの権利への理解を深めるための出前講座を実施 ・学校における「子どもの権利」学習プログラムの実施 ・区職員を対象とした「子どもの権利特別研修」及び e-ラーニングを実施 ・子どもにかかわる施設職員を対象とした子どもの権利への理解を深めるための研修の実施 ※子ども若者課人材育成 G「子ども研修」

ふくろう相談室（としま子どもの権利相談室）の運営状況について

1. 相談実績（令和5年9月6日～令和7年8月31日時点）

- 相談件数：97件(終結案件79件、継続案件18件)
- 他機関から「ふくろう相談室」に繋がった案件：37件

(1) 性別

男性	女性	その他	未回答
51	44	0	2

(2) 相談内容（複数に該当する場合は双方にカウント）

家庭問題	いじめ	虐待	行政対応	学校対応	友人関係	不登校	学習面	性被害	性の悩み	その他
30	10	10	7	28	23	5	3	2	1	13

(3) 初回の相談者（複数に該当する場合は双方にカウント）

本人	両親	母	父	他の機関	その他
40	1	20	8	37	4

(4) 初回の相談方法

電話	メール	対面	手紙	FAX
48	16	33	0	0

(5) 子どもの所属

未就学児	小学校			中学校			高校等			その他
	低学年	中学年	高学年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	
6	13	15	19	4	8	6	11	6	6	3

(6) 終結パターン（79件）

助言・支援	他機関へつなぐ	是正要請	特定不能
59	20	0	0

2. 令和7年度の体制について

子どもの権利擁護委員	子どもの権利相談員 ¹	開室日時
3名（弁護士・大学教員）	3名	火曜日～金曜日 10時00分～17時45分

※土曜の運営については、体制が整い次第開始する予定

3. 現在のアウトリーチ状況について

中高生センタージャンプ東池袋・長崎：それぞれ月1回

子どもスキップ：令和7年6月より、月1～2回のアウトリーチを実施

4. 普及・啓発の取り組みについて

(1) 「ふくろう相談室」広報用カードの作成（令和6・7年度に区立小・中学生へ配付）

※相談室の愛称とキャラクターが決定したことによりデザインを変更



カードのイメージ（二つ折り）

(2) 「としま子どもの権利相談室」の愛称募集

「としま子どもの権利相談室」を身近に感じ、親しみをもってもらえるよう、令和6年度に区立小・中学生から愛称を募集し、投票により「ふくろう相談室」に決定した。

【愛称決定までの工程】

時期	動き
5月15日～6月14日	愛称の募集（区立小・中学生より700件を超える応募あり）
8月6日	としま子ども会議参加者へアンケートを実施。愛称候補を3案に絞り込み。
9月2日～9月13日	投票（区立小・中学生より1,800件を超える投票あり）
9月22日	愛称が「ふくろう相談室」に決定（活動報告会でお披露目）

【愛称に込められた思い】

豊島区といえばふくろう。ふくろうは「ホーホー」と鳴くから、相談にきた人の話をなんでも「ほうほう」といつでも聞いてくれる相談室になってほしいと思ったから。

(3) 「としま子どもの権利相談室」活動報告会の開催

「としま子どもの権利相談室」の令和5年度の活動報告会を区民向けに実施した。

- 開催日時：令和6年9月22日（日）14：00～16：00
- 開催場所：区役所本庁舎1階 としまセンタースクエア
- 参加人数：41名（区民の方々、区議会議員、地域団体、教育委員、他自治体関係者等）



区長挨拶



子どもの権利擁護委員&相談員による報告の様子



会場の様子



「子どもの権利」基調講演の様子

(4) 「ふくろう相談室」ふくろうキャラクターの作成 名前：マモろう

ハート型をモチーフにデザインしたふくろうのキャラクター。おなかにある7つのハートは、豊島区子どもの権利条例に掲げる“大切な7つの権利”をイメージしている。



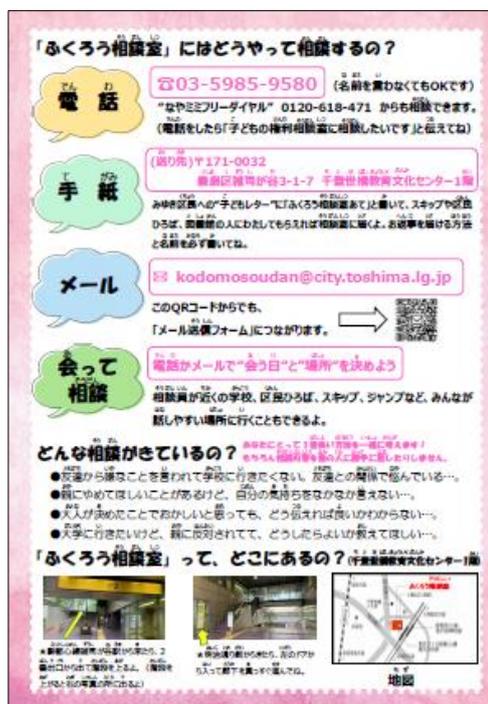
相談室に勤務している子どもの権利相談員さんご協力のもと作成。このキャラクターを今後“ふくろう相談室”の広報・周知に活用していく。

(5) 「ふくろう相談室」ニュースレターの作成 (令和7年1月に第1号配付)

「ふくろう相談室」を身近に感じ、親しみをもってもらえるようニュースレターを作成。ニュースレターを通じて「子どもの権利」や「ふくろう相談室の活動」等について定期的に発信をしていく。



【表面】



【裏面】

(6) 「子どもの権利」普及・啓発の取り組み

【区内施設等での取り組み】



本庁舎の壁面を活用



図書館の展示スペースを活用



区内企業のイベントでの出展

【学校や地域での取り組み】



学校へ出張講座



地域の方々への講演会



区職員向けの研修

(7) 「豊島区子どもの権利に関する条例」動画の作成

平成 18 年に制定された「豊島区子どもの権利に関する条例」に込められた思いをまとめた動画を作成。区ホームページや区施設での放映を通じて、すべての子どもが生まれた時から持っている大切な権利について発信していく。



豊島区子ども・若者総合計画（令和2～6年度） 令和6年度事業実施状況調査結果【資料編】

目標 1	子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する	
	(1) 子どもの権利に関する理解促進……………	1
	(2) 子どもの意見表明・参加の促進……………	2
	(3) 子どもの居場所・活動の充実……………	3
	(4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済……………	7

(注釈)
○重点事業は赤橙色で網掛け表示
○新規事業は薄黄色で網掛け表示
○終了・統合事業は薄灰色で網掛け表示

具体的な取組			事業の概要							目標管理						
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名 (A)	担当課 (B)	事業目標 (C)	事業内容 (D)	目標 (E)	計画決定時の現状値 (平成30年度) (F) ※重点事業のみ	目標値 (令和6年度) [1]内は当初の目標値 (G)	目標値の性質 (Z)	令和6年度			
													令和6年度実績 [1]内は令和6年度目標達成率 (%) (u)	事業目標に資する令和6年度の取組内容 (v)	主観評価値 (w)	令和7年度以降の取組の方向性 (x)
目標 1「子ども権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」																
(1) 子ども権利に関する理解促進																
①子どもの権利の普及啓発・情報発信	子どもの権利の普及啓発・理解促進を図ります。	子どもに分かりやすいリーフレットを作成するなど、対象者に合わせた手法を実施します。	重点事業	1	「子どもの権利」の理解の普及・啓発	子ども若者課	子どもの権利に関する条例の普及を図ります。	小学生用リーフレットやマンガ版リーフレット、妊産婦向け小冊子など、対象に合わせてわかりやすい広報資料を作成し、学校や子どもに関わる施設等に配布します。	普及啓発媒体の種類	リーフレット2種類 (一般・中高生) で広報を実施	・リーフレット等を増やす (小学生・マンガ版、妊産婦向け小冊子等) ・動画を作成	—	周知用パンフレット等を通じた普及啓発、子どもの権利に関するPR動画の制作	区立小・中学校へのパンフレットやリーフレットの配布だけでなく、区内の私立学校に通う児童・生徒に対しても子どもの権利の大切さが普及するよう、私立学校に対して広報物の配布に関する働きかけを実施しました。	A	子どもの権利に関するパンフレットなどに加え、子どもの権利に関するPR動画を効果的に活用することで、子どもから大人まで幅広い世代に向けて、子どもが持つ権利の大切さについて発信していきます。
			計画事業	2	「子ども月間」事業	子ども若者課	子どもの権利の普及啓発のために、「子ども月間」(11月)に地域や子どもに関わる施設と連携・協働して子どもがいきいきと楽しく様々な体験ができる機会をつくれます。	子どもの権利に関する条例に基づき「子ども月間」(11月)に地域や子どもに関わる施設と連携・協働して子どもがいきいきと楽しく様々な体験ができる機会をつくれます。青少年育成委員会においても地区ごとに運動会やお祭りなど子どもが地域活動に参加するイベントを行います。	子ども月間において、子どもが様々な体験ができる機会を提供するとともに、「子ども月間」の認知度向上	継続実施	—	ふくろう相談室並びに子どもの権利に関する普及啓発の実施	①11月の子ども月間に、広報としまと庁舎まごころミュージアムでふくろう相談室に通う児童・生徒に対して子どもたちの権利の大切さについての特集展示を行い、広く普及啓発を行いました。 ②11月の子ども月間に、サンシャインシティーパークと、子どもの権利条約フォーラム2024への出席を行い、子どもの権利について具体的に考えてもらう機会を作りました。	A	11月の子ども月間を中心として、施設や地域の団体などと連携しながら、子どもが楽しく様々な体験ができる機会を創出していきます。合わせて、子どもの権利の大切さがより広まるための普及啓発(取組み、子どもたちが地域でいきいきと成長することができる環境を整えます。	
②子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援	子どもの権利について学ぶ機会を確保します。	子どもの権利に関する研修や出前講座、学校での学習プログラムを実施します。	重点事業	3	「子どもの権利」に関する研修・講座の実施	子ども若者課指導課	子どもに関わるおとなに子どもの権利を学ぶ機会を提供します。	学校教諭や保育士、子どもに関わる施設職員に対して子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する講座を実施します。	①職員研修実施回数 ②出前講座実施回数 ③区民講演会実施回数	①2回 ②3回 ③1回	①5回 ②10回 ③2回	①数値維持継続型 ②数値上昇型 ③数値維持継続型	子ども若者課 ①5回 (100%) ②2回 (10%) (20%) ③3回 (2回) (150%) 指導課 ①5回 (100%)	子ども若者課 ①-i 子どもにかかわる施設職員対象に子どもの権利をテーマにした豊島区子ども研修を3回実施しています。「子どもの権利について I・II」あそびの中に権利あり(人材育成C) ①-ii 区職員を対象として、子どもの権利について学ぶ特別研修、ならびにeラーニングを実施しました。(権利保護C) ②ファミリーサポートセンター援助会員養成講座、区内で活動する団体や個人に対して講座を行うとしま出前講座において子どもの権利に関する講座を実施しました。(権利保護C) ③-i 子ども研修のうち「子どもの権利について I」を区民参加の公開講座として実施しています。(人材育成C) ③-ii 地域で子どもに関わる機会が多い団体などに対して、子どもの権利を保障するため大人が果たす役割について理解を深めるための講座を2回実施しました。(権利保護C) 指導課 人権教育研修はもちろん、年次研修や生活指導主任研修においても「子どもの権利」を話題にし、教員の人権意識を高めました。	B	子ども若者課 引き続き、子どもに関わる施設職員への研修とともに、子どもに関わるおとなが子どもの権利について理解を深めるための機会を引き続き創出することで、地域が一体となって子どもの権利を保障する気運を高めます。 指導課 全小・中学校の教育課程に「豊島区子どもの権利条例」に基づいた教育の推進を位置付ける。教員研修は継続して実施します。
			計画事業	4	学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保	子ども若者課指導課	学校での子どもの権利の学習機会を確保します。	「子どもの権利に関する条例」の学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。	実施校数	—	毎年度小学校2校、中学校1校で継続実施	数値維持継続型	子ども若者課 ①子どもの権利出張講座 14校【14校】 ②CAPワークショップ 0校【3校】 指導課 14校【3校】	子ども若者課 子ども自身が自身や他者の持つ「子どもの権利」に関する理解を深めることを目的に、希望のあった学校のうち、11校で子どもの権利保護委員を講師とする出張講座、3校で子どもの権利保護委員を講師として授業を実施しました。CAPワークショップについては、令和6年度の実施希望がありませんでした。 指導課 子どもの権利保護委員による出前授業を小・中学校において実施しました。	A	子ども若者課 子どもに関する理解がさらに深まることを目的に、希望のあったすべての学校において学習プログラムを実施します。また、授業以外の形で子どもの権利の普及啓発を行う形を検討していきます。
			計画事業	5	保育の質向上事業	保育課	子どもの多様な体験機会を確保しながら、子どもの権利について学び、身につけていきます。	企業廃材等を活用した創作活動のワークショップや、子どもが様々な暴力から自分を守るためのCAPプログラムを区立保育園においてモデル的に実施し、子どもの多様な体験機会の確保や保育の質向上を図ります。	実施園 (2園/年)	—	継続実施	数値維持継続型	レミダワークショップ2園【2園】 CAPプログラム2園【2園】	幼児園にふさわしい多様な経験ができる機会を確保できたとともに、幼児期の子どもと安全・安心のための予防教育を実施できた。また、保育の質も向上できた。	B	より効果的な事業ができるよう工夫し、毎年度着実に実施する。
(2) 子どもの意見表明・参加の促進																
①子どもの意見表明・参加の仕組みづくり	子どもが意見表明や社会参加できる機会を確保します。	意見表明や参加を促進するための事業を実施します。	重点事業	6	としま子ども会議の開催	子ども若者課	子どもの区政への参加と意見表明の機会を提供します。	「子どもの権利に関する条例」に基づくとしま子ども会議として、区内の小・中高校生が、区政に関するテーマについて話し合い、意見をまとめて区長や区職員等に発表します。区は子どもの意見を聞き、施策に反映するよう努めます。	①参加者数 ②提案採択数	①実施に向けて検討中 ②実施に向けて検討中	①30人 ②1件	①数値上昇型 ②数値維持継続型	①25人 【30人】 (83.3%) ②5件 【1件】	事前には庁内からテーマを募集し、そのテーマについて子どもたちが検討し意見を発表しました。会議と意見発表会を夏休み期間に集中して実施することで子どもたちの集聚力も高まりました。意見発表の時期が例年より早いことから子どもたちの意見を検討し、実施するための予算の確保が可能となりました。また、子どもたちの意見に対してどのように検討したかを区から報告する報告会を実施しました。	A	昨年同様各子どもたちの意見を施策に反映したい課からテーマを募集し決定します。また、夏休み期間中に会議を行い9月に意見発表会を実施し、子どもたちの意見を各課で検討した結果を、1月の報告会で子どもへ報告します。 7年度は、新たな試みとして、子どもの成長度合いに合わせて、円滑に議論を行いやすい中高生と小学生を別のグループに分けます。
			計画事業	7	子どもの参加推進事業	子ども若者課	地域の大学等と連携し、子どもの意見表明や社会参加、参画を推進します。	区内の子どもを対象に、子どもの権利に関する条例の認知度の向上を図るとともに、地域団体や大学等との連携のもと、区政や地域活動の中で子どもが自分の意見を表明し、社会参加、参画を推進する事業を実施します。	共催事業参加者数	—	30人	数値維持継続型	—	放課後対策課で実施している放課後子ども教室のメニューの一つとして子どもスキャップで活動することになったため事業として終了しました。	終了	

【評価区分】 A…目標に大きく貢献する取組ができた B…目標に貢献する取組ができた C…目標に貢献する取組が不十分であった D…未実施

具体的な取組			事業の概要						目標管理							
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【内は当初の目標値(G)】	目標値の性質(Z)	令和6年度			
													令和6年度実績【内は令和6年度目標達成率(u)】(%)	事業目標に貢献する令和6年度の取組内容(v)	主観評価値(w)	令和7年度以降の取組の方向性(x)
②屋外遊び場の充実	子どもの遊び場の充実を図ります。	既存の取組を推進するとともに、安全安心な屋外遊び場の整備を検討します。	計画事業	18	「としまキッズパーク」の整備・運営	公園緑地課	障がいがある子どもも安心して遊べる場の充実を図ります。	通常周遊地の一部を、令和2年7月から令和6年度まで「キッズパーク」として運営します。公園内には「ミニトレイン」を走らせるとともに、クルーズ遊具を整備し、子どもが安心して遊べる場になります。	利用者数	-	440,000人(累計)	数値上昇型	113,040人【100,000人】	利用者：115,962人 イバス活用等(園外保育)：1,593人 近隣小学校特別学級による借入：2回 活用イベント：5件	A	引き続きイバス活用及び園外保育の場としての活用を図るとともに、近隣小学校との連携を進めていきます。
			重点事業	19	子どものための文化体験事業(計画策定時は「子どものための文化体験プログラム」)	文化事業課 保育課	子どもたちが多彩な文化芸術が体験できる機会を提供します。	区とNPO法人が協働して、次代の文化の担い手である子どもたちを対象に文化芸術に触れるワークショップ等のアートプログラムを展開します。	①演劇公演実施回数、延べ参加者数 ②鑑賞教室実施回数、延べ参加者数 ③ワークショップ実施回数、延べ参加者数 ④保育園ワークショップ実施回数、延べ参加者数 ⑤ぞうじや、こどもステーション実施回数、延べ参加者数	①10回、2,056人 ②7回、587人 ③1回、24人 ④22回、450人 ⑤54回、1,931人	左記5つの取組について、同程度の回数及び参加人数を維持して実施する。	①数値維持継続型 ②数値維持継続型 ③数値維持継続型 ④数値維持継続型 ⑤数値維持継続型	①文化事業課所管、演劇公演については、R4をもって事業廃止。 ②12回 参加者数648人【587人】(110%) ③2回 参加者数47人【48人】(97%) ④保育課所管、保育園ワークショップについては、R5をもって事業廃止。 ⑤56回 参加者数1,530人【1,931人】(79%)	②、③の事業では、夏休み期間に区内で本物の文化を体験する機会を創出しています。鑑賞教室では、校庭など外で遊べない時間に、子どもキップと区民ひろばを会場に、未就学児から小学生を対象に劇場ではない場所で、演劇公演を展開しました。児童文学など身近なテーマを通じて、作品を鑑賞することで、子どもたちにとってかけがえのない時間を設けることができました。また③では、バンドマイマーによる、親子向けプログラムを行いました。言葉に頼らない親子のコミュニケーションを図ることで、外国籍や障害をもった子を含む誰もが楽しめるプログラムを展開することができました。⑤では未就学児を対象に親子でアーティストふたあひプログラムを1年を通じて行っています。今年は予算増により事業数を増やし、昨年よりも多くの方に参加する機会を提供することができました。事業後は、アーティストや参加者が交流する時間を設けることで、文化を通して日常の親睦さんの悩みなどを聞く場にもなりました。	B	事業見直しにより、事業廃止。
③活動・体験機会の充実	子どもの体験機会の充実を図ります。	子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。	計画事業	20	次世代育成事業助成	文化企画課	家庭や学校や習い事は別の場所でアーティストや、同世代の仲間たちと一緒に楽しい時間を過ごす中で、創造力・表現力・発想力・コミュニケーション力を磨きながら、健やかな身体と感性豊かな心を育む。	区内の子どもたちが気軽に美術や音楽、ダンスなど、様々な芸術に触れ、親しむ場と機会を提供します。(としま未来文化財助成事業)	体験プログラム数	-	67プログラム	数値上昇型	11プログラム【11プログラム】	前年度実施内容を引継ぎ、多様な子どもたちが様々なアートに出会うきっかけとなる場づくりをテーマに実施しました。まずは、乳幼児とその保護者を対象に、アートを通じたコミュニケーションを目的に実施した「0.1.2.のおもちゃ箱」を春夏期(音楽)と秋期(身体表現)に開催。定員を大きく上回る応募の中から計42組が参加し、アートを通して子どもや他の参加者とのコミュニケーションを通じました。夏休みには、子どもたちの創造性を引き出し自身の表現を行う親子づくりワークショップ「ハッピィキャップ大作戦」と、親子コンサートに連動した「エイサー体験」のワークショップを実施。さらに鑑賞型事業として、沖繩・石垣島出身のアーティストを招聘して、同じ沖縄出身のイラストレーターの絵とともに楽しむコンサート「おきななプログラム」を開催。ワークショップには57人の子ども達が参加。コンサートには公演合計で316名が参加しました。クリスマスは、昨年引き続き「パフォーマンスカンパニーto R Mansion」による新作「Miracle Xmas Circus HYPER!!!」を上演。5公演合計1,255名が来場し、新しいサーカス公演を楽しみました。関連事業として、ベイビーンター「Miracle Xmas Circus BABY!!!」(2回公演 計44名)そして、サーカス体験ができるワークショップ「Miracle Xmas Circus CHALLENGE!!!」(2回公演 計79名)も同時に実施し、子ども達は、新しい芸術体験に大いに盛り上がっていました。毎年実施している区内児童施設連携事業では、影絵パフォーマンスを行うかかし座による公演を区内4か所のスクープで実施し、906名の子ども達が参加。うち2施設では手話通訳付き公演と、区内にある放課後等デイサービスを利用しているろう児を招待しました。さらに、恒例となっている「こども日本舞踊教室」では、1・2年生、3～6年生の2チームに分かれて行いました。	A	「アートを媒介としたコミュニティの創造」「どんな環境にある子どもでもアートを体験する場を創出する」「アートに出会うきっかけづくり」をテーマに、各事業を継続・拡充して実施していきます。具体的には0.1.2.のおもちゃ箱」は実施回数や中身をブラッシュアップし、よりコミュニティ形成にフォーカスしたプログラムとする。また、クリスマス公演では、パフォーマンスカンパニーを招聘、手話通訳付回を設ける事で、より多くの方に楽しんでいたいただけるづくりを目指します。
			計画事業	21	アトカル・マジカル学園	文化デザイン課	親子や家族がアート・カルチャーに触れる機会を応援します。	「変身」をキーワードに演劇・ダンスの手法を使ったプログラム「マジカルへんしん教室」、親子が同級生になって授業を楽しむ「としまおこやこ小学校」、子育て世代を対象に、ワークショップや演技・演出など舞台芸術を体験する事業を実施します。また、子育て世代のアート体験をサポートする託児所と子どものアート体験が合体した「アート体験支援型託児 アートサポート児童館」を実施します。	プログラム提供日数	-	『東京芸術祭』の開催期間中、10日間程度	数値維持継続型			終了	事業の実施予定はありません。
			計画事業	22	図書館おはなし会・読み聞かせ事業	図書館課	子どもの読書機会の提供します。	子どもの読書活動を推進するため、図書館でのおはなし会をはじめ、区立保育園・幼稚園、小中学校などを訪問、あるいは図書館に招待しての読み聞かせや、図書館利用の案内などを実施します。また、読み聞かせボランティア育成のための講習会を開催します。	おはなし会等、読書普及と企画の実施	-	年1回以上	数値維持継続型	196回【年50回以上】 392%	令和6年度は読み聞かせボランティア養成講座を開催しボランティアの人材確保を進める傍ら、区民ひろばのかほろナ欄において中止していた子どもスキップ等におけるおはなし会を再開しました。またサンシャインシティ絵本の森でのおはなし会を実施するなど、子ども達がいろいろ楽しめる場所でもと触れ合うことができる機会を創出しました。	A	学校との連携を見直し強化することで、子ども達の読書活動を支援します。また区内企業等との連携を継続することで、子ども達や保護者が図書館以外の場所でも本や読書の楽しさに触れる機会を増やします。

具体的な取組			事業の概要						目標管理								
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画決定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【1内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和6年度				
													令和6年度実績【1内は令和6年度目標達成率(u)】	事業目標に貢献する令和6年度の取組内容(v)	主観的評価値(w)	令和7年度以降の取組の方向性(x)	
③活動・体験機会の充実	子どもの体験機会の充実を図ります。	子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。	計画事業	23	生涯スポーツ推進事業	生涯学習・スポーツ課	年齢や性別を問わず、スポーツに親しみ、楽しめる機会を提供し、スポーツ人口の増加を目指す。	子どもが体を動かすことが好きになるよう各種のスポーツを体験する機会を提供するとともに、地域のスポーツ指導者を対象として、スポーツ理論や実践の講習を行い、スポーツリーダーを育成します。	事業数	-	35事業	数値上昇型	23事業 【24事業 96%】	前年度から新規で2事業を実施しました。子ども、若者世代がスポーツに親しむ機会を提供することで、心身ともに健全な育成をはかるという目標に寄与することができました。	B	引き続き子ども・若者世代を中心に誰もがスポーツに親しむことができるよう事業の継続と充実を図ります。	
			計画事業	15	プレーパーク事業【再掲】	子ども若者課	子どもたちが自由に豊かな体験ができる機会の充実を図ります。	子どもが自由に豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク(目陰遊び場)事業を推進します。池袋本町プレーパークの他、身近な地域で目陰遊びなどを体験できるよう、出張プレーパークを実施します。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆったり安心できる場所としての機能も併せ持ちます。	出張プレーパーク実施回数	-	20回	数値上昇型	6回 【20回(30%)】	区内の公園の実施回数を増やし、近隣の園庭のない保育園や地域の親子連れにも利用してもらいました。	B	主に公園などの多くの子どもが利用できる場所で実施し、近隣の園庭のない保育園や地域の子どもが利用できるように、これまで実施したことがない地域での開催を検討します。	
④学習支援の充実	学習支援が必要な子どもに学習機会を提供します。	区による補習や民間団体による無料学習支援を実施します。	重点事業	24	コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援	福祉総務課	子どもの学習習慣の習得を図るとともに居場所となる場を提供します。	コミュニティソーシャルワーカーが関係機関や地域住民、ボランティア等の協力を得て、公共施設において要支援家庭等の子どもの学習支援を行います。	①学習会実施回数 ②子どもの延べ参加者数	①61回 ②1,112人	①65回 ②1,400人	①数値上昇型 ②数値上昇型	①25回 【65回(38%)】 ②315人 【1,400人(23%)】	コミュニティソーシャルワーカーが中心に活動するのではなく、子ども学習支援ネットワーク(とこネット)へ引き続き参画し、支援を必要とする子どもをつなげていきます。また、地域のニーズや同地域で行われている他団体の活動状況などを確認し、地域団体に移行できる場合は、随時移行していくとともに、活動団体にに対し、必要に応じて学習支援活動の運営をサポートしていきます。	C		
			計画事業	25	としま未来塾	放課後対策課	放課後対策	コミュニティスクールを中心とした地域人材の活用により、学習支援が必要な子どもに学習機会を提供し、学力の定着や高等学校等への進学に繋がります。	様々な事情等により学習習慣が十分に身に付いていない、学習の仕方が分からない生徒の学習をタブレット型PCを活用して支援し、学力の定着や希望する高等学校等への進学に繋がります。	地域人材を活用し、希望する生徒を対象に支援を行う。	-		-	中学校8校の生徒を対象として区内4か所で実施 年83日(139回) 夏季休業中の平日4日(6回) 【中学校8校の生徒を対象】	従来の「土曜教室」に加え、令和6年5月から学習院大学と連携し、学習院大学のキャンパスで、同大学の学生ボランティアによる「水曜教室」を開催し、中学生の放課後の居場所を拡大しました。	A	引き続き「土曜教室」を実施していくとともに、「水曜教室」の拡大を検討していきます。
			計画事業	26	小・中学校補習支援チャーター事業	指導課	指導	各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援します。	各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援するため、大学生等を補習支援チャーターとして配置します。	各学校に大学生等を補習支援チャーターとして配置する校数	-		数値維持継続型	大学生等を補習支援チャーターとして配置した。 【小学校年間60時間、中学校年間90時間】	小学校 年間373.5時間(17時間/校) 中学校 年間469時間(59時間/校)配置しました。	B	今後も活用を継続します。
			計画事業	27	ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業	子育て支援課	子育て支援	ひとり親世帯の子どもに対する学習支援を実施し、学習指導、進路、将来の希望等に関する助言、不安・悩み相談に応じます。また、ひとり親相談員との連携により保護者・家庭等に関する生活支援を行います。	ひとり親世帯の子どもに対し、継続的に利用できる学習会を実施し、学習指導、進路、将来の希望等に関する助言、不安・悩み相談に応じます。また、ひとり親相談員との連携により保護者・家庭等に関する生活支援を行います。	高校への進学率	100%	100%	数値維持継続型	100% 【100%】	毎週固定した学習支援員を配置し、個別対応ができる体制を確立させた。外部試験(模試、漢検、英検)を取り入れ高校入試に役立てた。ひとり親の就学に対する支援を中心に積極的なサポートを行う。	A	学習はもとより様々な課題解決に向け、支援を行えるより良い体制を作る。参加児童たちにとっての安心できる居場所としていきたい。
			計画事業	28	としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」	福祉総務課	福祉総務	地域の活動する無料学習支援団体をネットワーク化し、としま子ども学習支援ネットワーク(とこネット)を設立。共通する課題及び効率的な運営のノウハウを共有する場を設けるとともに活動を支援します。	毎月定例会において、子ども達の学習指導における情報共有と意見交換を実施することで、効果的な支援を実施します。	とこネット定例会の開催数	-	12回	数値維持継続型	12回 【12回(100%)】	効率面を重視し主にオンラインにて開催、半年に一度対面で開催しました。	A	引き続きオンラインでの開催を続けつつ、定期的に対面での開催を行い、団体間、および区と団体での情報共有、意見交換の場を維持していきます。

具体的な取組			事業の概要							目標管理									
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【内は当初の目標値(G)】	目標値の性質(Z)	令和6年度						
													令和6年度実績【内は令和6年度目標達成率(%)】(u)	事業目標に資する令和6年度の取組内容(v)	主観評価値(w)	令和7年度以降の取組の方向性(x)			
(4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済																			
①児童虐待防止対策-いじめ防止	児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。	児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。	重点事業	29	子ども虐待防止ネットワーク	子ども家庭支援センター	児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。	①虐待防止ネットワーク研修開催回数 ②出張講座開催回数	①2回 ②15回	①- ①【2回】 (毎年度回数を維持) ②【30回】	①数値維持継続型 ②数値上昇型	①2回【2回】 (100%) ②38回【4.0回】 (95%)	関係機関へ児童虐待予防の取り組みを周知し、虐待の早期発見、早期対応を図りました。大学の学生や小中学校の児童保護者向けにも実施し、またヤングケアラーの啓発には、2種の映像教材を活用しました。	A	関係機関へ出張講座を引き続き実施し、児童虐待の防止と早期発見早期対応につなげます。ヤングケアラー支援についてはマニュアルを作成し、研修内容の充実を図ります。			
			重点事業	30	いじめ防止対策推進事業	指導課	児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの発生防止や早期発見のための取組を推進します。	①字調整課、保護者・学校・地域・関係機関からなるいじめ問題対策委員会を開催します。 ②必要に応じ、字調整課、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会を開催します。 ③児童・生徒に対していじめ実態調査を年回実施し、定期的な実態把握を行います。 ④心理検査を実施し、個々の行動面や心面から分析を行うとともに、職層に応じた教員研修を毎年実施し、いじめの早期発見に役立ちます。 ※令和2年度より事業内容一部変更	①いじめの解消率 ②いじめ防止のための教員研修の実施	①小学校 93.5% ②中学校 90.2% ③職層に応じ年3回実施	①小学校 100% ②中学校 100% ③職層に応じ年3回実施	①数値維持継続型 ②数値維持継続型	①小学校63.3% 【100%】 (70%) ②職層に応じ年4回実施 【年3回】(133%)	・心理検査を区立小学校3年生～区立中学校3年生を対象に年2回実施しました。 ・字調整課、保護者、学校、地域、関係機関からなるいじめ防止対策委員会の開催【年3回】をしました。 ・字調整課、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会の開催【年1回】をしました。 ・教員研修の実施【4回】をしました。 ・「校内心のケア委員会」を全校に設置、アンケートに基づき教職員による児童・生徒との面談実施【3回】をしました。	B	令和6年度に策定した「いじめ重大事態調査報告書」を受けた再発防止策」を基に研修を実施します。また、いじめに関する授業の充実やアサーショントレーニングを取り入れた児童生徒の良好な関係づくり等を行うなど、いじめの未然防止に重点を置いた取組を推進します。			
			新規事業	新規	子どもに関わる職にある者の服務の厳正	指導課	子どもたちが安心して学習・生活に取り組むために、子どもに関わる職にある者の日常的な規範矯正を図る。	指導課から「服務ニュースレター」を学校管理職、教員にとまわす。放課後対策事業等、児童生徒に関わる人員を含めて定期的に配信する。	服務事故の発生を防止する。	-	0件	①数値維持継続型	3件 【0件】	初任者研修において、服務事故防止をテーマに研修を行いました。 学校で学期ごとに研修を実施しました。 全教員を対象に任意に性暴力に関する研修を行いました。	B	研修とともに、服務事故防止に向けた意識啓発を図ります。			
			計画事業	31	児童虐待防止の普及・啓発	子ども家庭支援センター	児童虐待に関する知識を広く周知し、地域の中で気づきから早期発見につなげます。	児童虐待防止に関する区民への理解促進等を行うため、区民向け講演会や出前講座、児童虐待防止推進月間における児童虐待防止キャンペーン活動など、普及・啓発活動を実施します。	区民講演会参加人数	-	85名	数値維持継続型	115名 【85名】	2回の区民講演会を実施しました。内容について、児童虐待防止は「親子のケアマネジメント」、ヤングケアラーについては「あなたの隣にヤングケアラーがいたら」テーマを上げました。	A	7年度以降も児童虐待防止とヤングケアラー、2種の区民講演会を実施し区民への周知、啓発、児童虐待の早期発見と予防につなげます。			
			計画事業	32	こんには赤ちゃん事業	健康推進課 長崎健康相談所	育児の不安を解消するとともに、把握された要支援の家庭に適切な支援を行い、虐待の未然防止と早期発見に努めます。	産婦及び生後4か月までの乳児を対象に保健師や助産師が家庭を全戸訪問し、母子及び家族の保健指導や、子育て情報の提供を行います。	訪問率	-	100.0%	数値維持継続型	100% 【100%】	赤ちゃん訪問（新生児訪問及び乳児全戸訪問）を実施し、育児不安への対応、子育てに関する情報提供を実施して妊婦のための支援給付案内するも、必要に応じて関係機関と連携し、生後2か月を過ぎても出生通知票を未提出の家庭については、訪英文を送って訪問率の向上を目指しています。	A	赤ちゃん訪問を継続して実施し、育児不安を軽減するとともに、こども家庭センターとして妊婦から関係機関と連携しながら切実な支援をおこなうことにより、虐待の未然防止と早期発見に努め、子どもが身ともに健やかに育つことを支援します。			
			計画事業	33	子育て訪問相談事業	子ども家庭支援センター	親子の孤立化防止のために訪問に必要な支援を提供し、児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。	支援施設に出向くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスとの紹介等を行います。また、子どもの誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聴き、助言を行うとともに、絵本をプレゼントします。	訪問件数	-	4,000件	数値上昇型	3,613件 【4,000件】	関係機関との連携を強化し取り組みました。訪問件数減少の理由は「ケースサポート事業」の申込者の増加に伴い利用促進のための訪問を実施しなかったためです。	B	引き続き、関係機関との連携をとりながら訪問相談の要望に丁寧に答えたいきます。			
			計画事業	34	母子一体型ショートケア事業（ひとり親家庭支援事業）	子育て支援課	要支援家庭の母子を見守り、心身の健康回復により児童虐待防止を図ります。	見守りが必要な母子等が一時的に母子生活支援施設を利用し、子育て及び日常生活に関する相談や必要な育児指導、家事指導等の生活支援を行います。これにより要支援家庭の養育状況の把握を容易にし、母子の心身の健康回復を促すと、児童虐待防止を図ります。	母子一体型ショートケアの延利用日数	-	100日	数値維持継続型	188日 【188%】	保健師や子ども家庭支援センター、NPO法人等の相談から始まる特定妊婦の利用を勧めました。また要支援家庭、夫婦間の不和の母子についての利用もあつきました。要支援家庭の母子については、特に子の安全に対する配慮に重点をおき、親と離れた面接を（意志表明のできる年齢）を行い、子の意見を積極的にとり入れ、ショートケアを経て、母子生活支援施設本入所につながったケースもあつきました。	A	引き続き、特定妊婦の産前産後の見守りを含め、要支援家庭の発見から、今後も支援の必要家庭には母子生活支援施設の利用を視野に入れていきます。			
			①児童虐待防止対策-いじめ防止	児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。	児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。	計画事業	35	家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）助成事業	子育て支援課	様々な理由から公的支援の「隙間」にある家庭に寄り添う地域活動を支援し、家庭の孤立や児童虐待の未然防止と早期発見に努めます。	親の孤立化・虐待の未然防止を図るため、区内でホームスタート事業（未就学児のいる家庭を訪問し、親の悩みなどの傾聴と、家事育児などの協働を行うボランティア活動）を行う団体に対して、活動経費の助成を行います。	助成団体数	-	1団体	数値維持継続型	1団体 【1団体】	事業助成の公募を行い、応募団体の申請内容を審査・交付決定し、当該団体のホームビジット養成や訪問事業実施等の費用を助成しました。	B	引き続き、公募および助成を行い、地域におけるホームスタート事業の定着を支援するとともに、既存事業との連携を図っていきます。
						計画事業	36	スクールカウンセラー事業	指導課 教育センター	都立小学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などの未然防止と早期発見に努めます。	都立小学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などの未然防止を図るため、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセラーを行います。	配置校数 (全小中学校30校)	-	30校	数値維持継続型	30校 【30校】	指導課 30校【30校】 教育センター 3園【3園】	A	指導課 今後配置の維持を東京都に依頼をします。 教育センター 区立幼稚園における巡回相談を継続する。
						計画事業	37	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育センター	学校と連携し、児童虐待やいじめを受けている児童・生徒を早期に発見し、関係機関と連携し支援を行います。	学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アウトリーチ（訪問型の支援）を用い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。	(全小中学校30校)	-	30校	数値維持継続型	30校 【30校】 (100%)	・SSW10名を中学校区（中学校及び隣接する小学校）毎に配置し、年間1,237回（30校×毎週3時間）各校を巡回、課題や問題のある児童・生徒を早期発見し、学校、福祉・医療関係機関と連携し、ケースに応じた支援を行う環境の改善を図った。 ・SSW資質向上の為に、スーパーバイザーによるスーパーバイズを年間368時間実施した。 ・SSWと、令和6年4月より中学校3校に区独自に配置された不登校対策支援員による連携支援を開始した。	A	・SSW10名を中学校区（中学校及び隣接する小学校）毎に配置し、各校を巡回、課題や問題のある児童・生徒に対し早期発見、早期対応を行う。 ・令和7年4月より新設された不登校対策支援グループ及び不登校対策支援員とSSWが相互連携し、支援体制を一層強化する。 ・先行する中学校の不登校対策モデルに、小学校への学校巡回回数を増やす等、児童に対する支援強化を図る。

【評価区分】 A…目標に大きく資する取組ができた B…目標に資する取組ができた C…目標に資する取組が不十分であった D…未実施

具体的な取組			事業の概要						目標管理								
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【】内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和6年度実績【】内は令和6年度目標達成率(%)		主管理評値(w)	令和7年度以降の取組の方向性(x)	
													令和6年度実績達成率(u)	事業目標に資する令和6年度の取組内容(v)			
②相談・救済体制の整備	虐待やいじめを受けた子どもの相談救済を図ります。	子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。	重点事業	38	「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置	子ども若者課	子どもの権利侵害を予防、救済します。	虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な性自認・性的指向の人々、外国人など、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護委員を配置した子どもの権利擁護センターを設置・運営します。	①設置 ②相談件数	①設置に向けて検討中 ②設置に向けて検討中	①令和4年度中に開設 【】内は当初の目標値(G)	1- ②数値上昇型	39件【50件】(78%)	子どもの権利相談員、子どもの権利擁護委員をはじめ、関係機関と連携しながら子どもの権利侵害に関する相談に対応し、権利の救済や回復に向けた取組を行っています。相談室に親しみを持ってもらうため、小・中学生の意見を聞きながら、「ふくろう相談室」という愛称を決定しました。	A	関係機関と引き続き連携しながら、子どもの権利侵害に関する相談対応に応じるとともに、子どもの権利侵害の早期発見、早期改善につなげるため、アウトリーチにも力を入れていきます。	
			重点事業	39	子どもの権利擁護委員相談事業	子ども若者課	子どもの権利侵害の相談に応じ子どもの救済、権利回復を図ります。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関する調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	権利侵害に関する活動件数	5件	20件【10件】	数値上昇型	39件	相談室に寄せられる個別相談への対応をはじめ、権利擁護委員による中高生センタージャンプへの巡回訪問を継続して実施しています。	A	引き続き子どもの権利侵害に関する相談に応じるとともに、関係機関へのアウトリーチなどを通じて、子どもの権利侵害の予防、早期発見に努めています。	
			計画事業	40	児童相談所の設置・運営	児童相談課	児童相談所を設置し、児童虐待に迅速・確実に対応する体制を実現します。	児童相談所を設置し、児童虐待に迅速・確実に対応する体制を実現します。	児童相談所を設置し、児童虐待に迅速・確実に対応する体制を実現します。	児童相談所を設置し、児童虐待に迅速・確実に対応する体制を実現します。	-	-	-	-	-	一時保護時及び児童福祉施設等への入退所時、全児童から意見聴取等措置を実施しました。また、6月より第三者機関による、一時保護中児童へのアドホックを開始。一時保護時の司法審査に対応するため、令和7年度から職員の増員を行い運用体制を整備した。また、国のマニュアルを元に業務フローや各種様式を作成するとともに、実際に保護請求に必要な書類の作成、準備までのシミュレーションを実施した。	A
②相談・救済体制の整備	虐待やいじめを受けた子どもの相談救済を図ります。	子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。	計画事業	41	人権擁護委員相談事業	区民相談課	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施します。	法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、子どもを対象とした電話相談を、24時間・365日実施します。	人権擁護委員が、電話相談を24時間受け付けます。	-	-	-	13件(電話11、対面2件)・作成者:人権相談の結果は件数しか区に報告されなかったため、相談者が子どもから不明。	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施しました。(相談件数は11件)。	A	24時間体制の電話相談と対面相談を実施していく。	
			計画事業	42	子ども若者総合相談事業(アシストしほ)	子ども若者課	子どもの相談へのハードルを下げ、気軽に相談体験することで将来の重篤化を予防します。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付けられる総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋がっていきます。	登録相談者数	-	250人	数値上昇型	321人【400人】(80%)	1学期、区立小中学生全員に「アシストしほ」チラシを配布しました。また卒業時には、小6、中3生にアシストカードを配布。区内デジタルサイネージで放映するなど啓発活動を行ったものの、令和6年度は目標値より約30人少ない相談者数となりました。前年度は特別相談者が多く441人だったため目標を高め設定していましたがこれに届かず、一昨年と同様の相談者数となりました。	B	区立小中学校での啓発活動ではなく、専門学校、高等学校、区民ひろば、子ども食堂等での周知、アウトリーチ活動を強化します。相談内容は複雑化、複合化し多岐にわたります。相談者数だけでは成果を察することが困難であるため、新計画では相談者数に加え、支援回数を評価の指標を追加します。	
			計画事業	43	子どもに関する相談事業	子ども家庭支援センター	東西子ども家庭支援センターを中心に子どもに関するあらゆる相談を受け、迅速に対応・支援します。	0~18歳の子どもとその家族のあらゆる相談を面談、電話、Eメールなどで受け付けています。	機関連携数	-	500件	数値上昇型	783件【500件】	三機関連携会議と併し合同会議を開催し、予防の部分での連携の強化を図りました。	A	引き続き、関係機関との連携を強化し、児童虐待の防止に取り組みます。	
			計画事業	44	子どもからの専用電話相談	子ども家庭支援センター	フリーダイヤルで相談できることを周知し、子どもからの相談を受けられる環境を整備することで、子どもの相談・救済を図ります。	18歳までの子どもを対象に、友だちや家族に関することなど様々な悩みや心配事について、子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談を行っています。	子どもからのフリーダイヤルでの電話相談件数	-	4件	4件	数値上昇型	15件【4件】	SOSカードを長期休暇前に区立小・中学校全児童に配付しフリーダイヤルの周知を継続しました。令和5年度からキャラクターを活用したSOSカードを作成し手に取りやすいものとし、子どもが利用する施設にも設置しました。フリーダイヤルの名称もやまみファミリーダイヤルとしました。	A	SOSカードの配付に加え、多様な媒体、機会を捉えフリーダイヤルの普及に努めます。子どもの権利ノートに「児童福祉審議会へ意見表明の相談先」として記載します。
			計画事業	45	子ども家庭女性相談事業	子育て支援課	DV被害者、ひとり親等の安定した生活が送れるよう自立支援を行います。	配偶者の暴力から逃げてきた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるようにします。他部署と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。	相談件数	-	14,000件	数値上昇型	10,910件【14,000件】	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚などあらゆる場面で困難な状況に陥っている女性を対象に必要な相談、助言、保護及び関係機関窓口への紹介を実施した。外国人、若年の妊娠に対する相談が増加した。	B	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚などあらゆる場面で困難な状況に陥っている女性を対象に必要な相談、助言、保護及び関係機関窓口への紹介を実施。女性新法にもつたわられている自立支援の強化に努める。とくに困難な問題が多い外国人、若年妊娠などに対応する相談員ガイドを作成し、情報経路の整備を図る。	

参考資料	令和7年10月10日
	第4期第8回子どもの権利委員会

第4期豊島区子どもの権利委員会 委員名簿

令和7年4月1日時点

選出区分・団体等	氏名	備考
学識経験者	森田 明美	東洋大学 名誉教授
	内田 塔子	子どもの権利条約総合研究所 事務局長
民生委員児童委員協議会	高田 慶子	長崎第一地区民生委員児童委員
青少年育成委員会連合会	佐藤 妙子	第12地区青少年育成委員会会長
区立小学校校長	北澤 弘幸	豊島区立千早小学校長
区立中学校校長	八尋 崇	豊島区立西池袋中学校長
区立小学校PTA	飯塚 昇	豊島区立南池袋小学校PTA会長
区立中学校PTA	坪川 愛	豊島区立西池袋中学校PTA会長
公募委員	北條 直子	公募区民
公募委員	大伍 将史	公募区民

委嘱期間 : 令和6年4月1日～令和8年3月31日 (2年間)

第4期豊島区子どもの権利委員会 区理事者

令和7年4月1日時点

役職（肩書）	氏名
子ども家庭部長	活田 啓文
児童相談所長	石塚 健市
教育部長	岡田 英男
子ども家庭部子ども若者課長	安達 絵美子
子ども家庭部子育て支援課長	坂本 利美
子ども家庭部児童相談課長	尾崎 勝也
子ども家庭部子ども家庭支援センター長	山本 りか
子ども家庭部保育課長	渡邊 明日香
教育部庶務課長	岩間 文仁
教育部指導課長	鈴木 恭子
教育部放課後対策課長	村山 康介
教育部教育センター所長	木田 義仁